

Rapport

暮らしの交差点



NEWS 新宿区消費者団体連絡会が平成 27 年度総会を開催



平成 27 年度の活動への抱負を語る
鍋島照子会長

総会では平成 26 年度の活動報告等
に続き、新宿区委託講座『消費者大学』
等の実施や『消費生活展』への協力等、
平成 27 年度の活動方針が示されました。
消団連・鍋島照子会長は「新宿区消費
生活地域協議会等新しい取り組みも
始まります。消団連も区に協力し、参加
団体の皆様の様々な発想、アイデアを取
り込んで、消費者市民社会の構築に向け
た取り組みを進めていきたい」と抱負を
語りました。

5月11日(月)、新宿区消費
者団体連絡会(消団連)の
平成 27 年度総会が当分館
にて開催されました。

総会には、来賓として吉
住健一区長が出席。「平成
27 年度は、新宿区消費生活
地域協議会の設立や、大規
模な『消費生活展』も開催し
ます。新宿区の消費者教育
を推進するためには、地域
の皆様や各地域団体と行政
機関が協働して取り組む必
要がありますので、皆様の
豊富な知識と経験を活かし
て協力してほしい」と挨拶
しました。



消団連への期待を語る
吉住健一区長

REPORT 身近な法律の知識と トラブル解決法を紹介

5月11日(月)、新宿区消費
者団体連絡会総会に引き続き、総会記念講座『民法改
正～身近な法律を知る』が開催されまし
た。この講座は、民法の改正法案が国会
に提出されたことを踏まえ、知っておき
たい身近な法律の知識やトラブルの解決
方法等について、弁護士の藤巻克平先生に解
説していただくというものです。

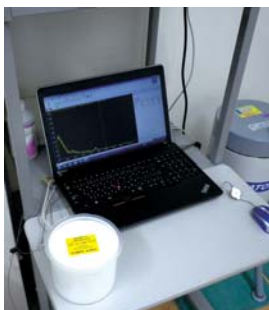
今回の改正について、藤巻先生は「今の
時代に合わせて解釈を変える必要がある
ため、明治時代に民法が制定されて以来、
約 120 年ぶりに大規模な改正が行われ
ることです。特に“債権”は、今回の改
正の大きなポイント。そして、何かあつ
たときに自分はどうすればいいのか。自分
の権利や義務はどうなっているのか。その
発生のもとになるのが“債権契約”です」と
指摘します。講座では、債権契約の内容と
それに伴い発生する債権、債務等につい
て様々な事例を交え解説しました。

また、裁判所の調停という制度について
「私自身も調停委員として 20 年以上関
わっていますが、トラブル解決に裁判官等
の専門家の知識が使えるのは大きなメ
リットです。裁判に比べると費用も抑えら
れます」と紹介しました。参加者からも
様々な質問が寄せられ、私たちの生活に法
律が密着に関わっていることがわかりま
した。



民法改正について解説する藤巻克平弁護士

TOPICS 家庭で使う食品の放射性物質を検査します



新宿区では、消費
者庁が貸与する検
査機器を活用し、区
民の皆様がご家庭
で使う食品の放射
性物質検査(協力:
新宿区消費者団体
連絡会)を無料で実
施しています。

食品の放射性物質検査の様子

検査対象食品は国内産食品で単一の品目であること(流通食品、
自家生産食品)。飲料水、牛乳、幼児用食品は検査できません。検体
は 500ml 以上必要で、1cm 角程度に刻んで持ち込んでいただく必
要があります。また、検査後の検体の返却はできません。

お申込み、お問合せは、新宿区立新宿消費生活センター(電話
03-5273-3834)まで。電話にて予約の後、検査依頼書と検体を金曜
日の午前 9 時 30 分から 10 時の間に当分館に持ち込んでいただき
ます。

目次

NEWS

新宿区消費者団体連絡会が
平成 27 年度総会を開催

REPORT

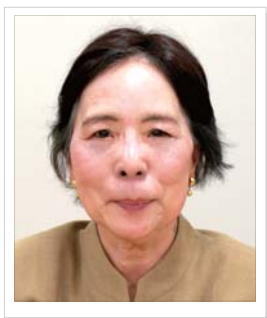
身近な法律の知識とトラブル解決法を紹介

TOPICS

家庭で使う食品の放射性物質を検査します

VOICE 利用者の声

消費者大学 OB 会
代表 下川 洋子さん



『消費者大学講座』は地域における消費者教育の担い手となる人材の育成等を目的に、新宿区が新宿区消費者団体連絡会に委託して開催する連続講座。平成20年度より毎年開催され、今年度は第8回となります。この講座に参加された方々が中心になって平成24年11月に結成されたのが消費者大学OB会です。代表の下川洋子さんにお話を伺いました。

■現在の活動内容について教えてください。

消費者として必要な知識を習得するため、毎月1回、会員が集まって勉強会を行っています。独立行政法人国民生活センターが編集・発行している「くらしの豆知識」や一般財団法人日本消費者協会が行っている「消費者力検定」に関する参考書等を教材にしながら、会員それぞれが生活者の立場から様々な事例を持ち寄って勉強しています。

また、古くなった衣類等を材料にして、生活に役立つものに作り直す「エコエコ班」の活動も好評です。ごみの減量に取り組もうと、毎月の勉強会の終了後、有志が集まって始めた活動で、昔、着ていた服を今の体型に合わせて仕立て直したり、古いハンカチを利用して小袋をつくったりしています。みんなでおしゃべりしながら楽しく取り組ませていただいています。

■活動に参加したきっかけを教えてください。

子どもが通っていた小学校のPTA活動を通じて、生徒の安全・安心に取り組んでいました。この活動等がきっかけになり、地域の方々とのつながりがどんどん深まっていきました。そして、消費者問題の研究や消費生活向上のための啓発活動に取り組む「新宿区消費者の会」に参加させていただき、様々な活動に取り組みました。その後、体調を崩して、しばらく療養に専念していましたが、なんとか復調してまいりましたので、これからの生活を考えるうえで、やはり勉強していきたいという思いがあり、『消費者大学講座』に参加させていただきました。そこで消費者大学OB会のことを教えていただき、活動に参加させていただくことになりました。

新宿消費生活センター分館は、勉強会の会場としていつも利用させていただいています。駅から近いので便利です。また、先日、料理の仕方がわからず困っているという单身者の男性のために料理教室を開催しました。こちらの調理室を使わせていただきましたが、設備が整っていて使いやすかったです。

■今後の抱負を聞かせてください。

先日の勉強会で“食品表示”をテーマに勉強をしました。みんなで事例を持ち寄ってみると、中には“まぎらわしい”と感じられるものもあり、改めて勉強することの大切さを感じました。会員の方々は皆さん様々な経歴をお持ちなので、一緒に勉強することで多様な意見を伺うことができ、ひとりで考えるよりも理解が深まると思います。今年度の『消費者大学講座』に参加された方々にも是非入会していただき、活動の幅もさらに広げていければと思います。



「消費者大学講座」の様子(昨年度)



「エコエコ班」の活動も楽しいひととき

新宿区立新宿消費生活センター分館のご案内

当分館は、消費者団体や一般区民の活動拠点として会議室や調理室兼商品テスト室の貸し出しを行っています。消費者講座や学習会、また趣味の集い等の会場として、是非ご利用ください。

施設のご案内

開館時間 8:30～22:00

休館日 年末年始(12月28日～1月3日)

会議室

定員: 36名 面積: 67㎡
設備機: 12本 椅子: 36脚

調理室兼商品テスト室

定員: 32名程度 面積: 51㎡
設備: 調理台4台、調理器具

ご利用料金

ご利用施設 / 時間帯	午前 8:30～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 17:45～21:45	全日 8:30～21:45
会議室	1,200円	1,800円	2,200円	5,200円
調理室兼商品テスト室	1,200円	1,800円	2,200円	5,200円
付帯設備利用料 <small>調理器具(光熱水道費を含む)の料金</small>	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円

※調理室兼商品テスト室で調理設備を使用される場合は、上記の付帯設備使用料(1,000円/区分)がかかります。
※消費者団体登録をしている団体については、減免措置が受けられる場合があります。

ご利用方法

利用日前日までに手続きを完了することが必要です。

①受付窓口にて空き状況を確認

※空き状況はお電話、HPでも確認頂けます

②利用申請

受付窓口にて「利用申請書」に記入し提出

③お支払い

受付窓口にて利用料金のお支払い
→申込完了

※電話での予約・利用申請や当日の申込は受付けておりません。予めご了承ください。

お問い合わせ

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目32番10号
Tel 03-3205-1008 / Fax 03-3205-1007
Email consu@shinjuku-center.jp
URL <http://consu.shinjuku-center.jp>

消費生活に関する相談窓口

新宿消費生活センター本館相談室

住所: 新宿区新宿5-18-21
新宿区役所第二分庁舎3階

相談料
無料

TEL: 03-5273-3830

対象: 新宿区にお住まいの方
新宿区に通勤・通学している方

時間: 月～金(祝日等を除く)9:00～17:00

※当分館では、消費生活に関する相談業務は行なっておりません。

新宿区立新宿消費生活センター分館ニュースレター

Rapport 暮らしの交差点

発行人: 田中健一朗 編集者: 本田一禎

発行No: 第2015-022号 発行日: 2015年5月31日

指定管理者: 有限会社そーぼっと